

第4次放射性物質対策方針

(平成26年4月～平成27年3月)

綾 瀬 市

平成26年3月

目 次

1	対策方針の目的	1
2	対策の実施期間	1
3	対策の内容	1
	(1) 公共施設等における対策	1
	(2) 放射線測定機器の貸出	1
	(3) 食品等の放射性物質検査	2
4	実施結果の公表	2
5	対策の見直し及び今後の対策方針の検討について	2
6	その他	
	別表1	3

本市においては、第1次・第2次・第3次の放射性物質対策方針（平成23年11月～平成26年3月）を策定し対策を進めてきたが、現在においても放射線・放射能への不安が解消していないことを踏まえ、平成26年4月以降においても、引続き対策を推進することとする。

1 対策方針の目的

対策の内容を適確に実施して、汚染等の状況を把握するとともに、測定結果を随時公表し、放射線に対する市民の不安を払拭することを目的とする。

2 対策の実施期間

第4次対策の実施期間は、平成26年4月～平成27年3月までとする。

3 対策の内容

(1) 公共施設等における対策

ア 別表1の公共施設（36施設）では、環境政策課管理の放射線測定機器により、年2回以上の空間放射線量の測定を実施する。

イ 学校給食については、毎週、食材1品目と1週間分まとめた提供食に係るそれぞれの放射性物質濃度の測定を外部委託により実施する。

ウ 市立保育園・もみの木園の給食については、各園3ヶ月に1回放射性物質検査を実施する。

※ 除染実施の判断基準

公共施設の除染の基準値（地表高5センチメートルで $0.23\mu\text{Sv/h}$ ）を超える空間放射線量が測定された場合には、除染等を実施する。

(2) 放射線測定機器の貸出

市民自らが、放射線による所有地等の汚染状況を確認し、安全安心を確保するため、「放射線測定機器貸出要領」により測定機器の貸し出しを実施する。



放射線測定機器

CsI シンチレーション式

環境放射線モニタ

(株)堀場製作所 R a d i

P A - 1 0 0 0

(3) 食品等の放射性物質検査

市民が消費する食品等に含まれる放射性物質の検査については、「食品の放射性物質検査実施要領」により、(独)国民生活センター貸与の放射性物質検査機器を使用しスクリーニング検査を実施する。



独立行政法人国民生活センターから貸与

されている放射性物質検査機器

ヨウ化ナトリウム

NaI(Tl)シンチレーション式

ATOMTEX AT1320C

平成24年8月から貸与されました。

4 実施結果の公表

本対策に基づく、放射線量の測定結果、除染作業の実施結果については、綾瀬市ホームページ等により随時公表する。

5 対策方針の見直し及び今後の対策の検討について

対策内容の実施にあたっては、国・県や東京電力の動向を見極め、必要に応じて方針の見直し等の対応をする。

別表 1

対象とする公共施設において、上半期（平成26年4月から平成26年9月末まで）・下半期（平成26年10月から平成27年3月末まで）の各期間内で、1回以上測定を行います。

	施設名
小学校	1 綾瀬小学校
	2 綾北小学校
	3 綾西小学校
	4 早園小学校
	5 綾南小学校
	6 天台小学校
	7 北の台小学校
	8 落合小学校
	9 土棚小学校
	10 寺尾小学校
中学校	11 綾瀬中学校
	12 綾北中学校
	13 城山中学校
	14 北の台中学校
	15 春日台中学校
保育園等	16 綾南保育園
	17 大上保育園
	18 もみの木園
	19 保健医療センター
児童館	20 ながぐつ児童館
	21 寺尾児童館
	22 小園児童館
公園	23 光綾公園
	24 城山公園
	25 蟹ヶ谷公園
	26 綾南公園
	27 風車公園
	28 綾瀬スポーツ公園

	施設名
その他公共施設	29 市役所庁舎
	30 中央公民館
	31 中村地区センター
	32 早園地区センター
	33 吉岡地区センター
	34 綾南地区センター
	35 北の台地区センター
	36 市民スポーツセンター

対象となる公共施設

36施設
